

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A(令和2年4月23日)

【4. 地方公共団体の皆さま向け】

(軽症者の方向けの療養施設等[※]に関する Q&A を含む)

※ 宿泊療養施設等:

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が安静・療養を行うために都道府県が用意する宿泊施設等を言います。

(参照:新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/000618525.pdf>)

<新型コロナウイルス感染症の概要>

Q4-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

A4-1 「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種(一本鎖 RNA ウイルス)で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け) (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1

<新型コロナウイルス感染症の感染経路>

Q4-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

A4-2 一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。なお、ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面についてはウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

3つの条件が重ならなくても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられています。また、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されています。

現在のところ、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心とされています。

無症状の者からの感染の可能性も指摘されており、油断は禁物です。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-2

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-1

(参考) 3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

<基本的な感染防止策>

Q4-3 感染を予防するために日常生活で注意することはありますか。

A4-3 感染を予防するためには、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけてください。また、手洗いや手指消毒前の手で口・鼻に触れないようにすることや定期的に体温を測ることなども有効です。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いは更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時であっても、手指消毒用アルコールを用いることで同様に感染力を失わせることができます。

また、1. 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、2. 密集場所(多くの人が密集している)、3. 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)という「3つの密」を避けること等が重要です。

また、3つの密に該当しなくとも、不要不急の外出を避けること、夜の街を極力避けること、人と人との距離をとること(Social distancing; 社会的距離)及び家やオフィスの換気を十分にすることも有効です。

さらに、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がけることで、自己のみならず、他人への感染を回避することが必要です。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-1

(参考) 3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

<廃棄物に関する一般的事項>

Q4-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

A4-4 医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出されます。

また、一般家庭や医療関係機関以外の事業者からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したティッシュや、使用済みのマスク等が一般廃棄物として排出されます。

<通常リユース・リサイクルされる資源について>

Q4-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したペットボトル、缶、瓶や容器包装などのこれまで資源化してきた廃棄物については、どのように扱えば良いですか。

A4-5 厚生労働省ウェブページ「新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)」における「新型コ

「新型コロナウイルスについて」の問1『「新型コロナウイルス」とはどのようなウイルスですか。』では、「物の表面についてウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつとされています」とあります。

新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したもので、通常時は資源化される廃棄物のうち、

- ① ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装は、可燃ごみ(燃やすごみ)の区分で排出すること
- ② 缶、瓶等の不燃物については、感染する力がなくなるとされる期間が 3 日程度であることや、資源ごみの収集頻度を踏まえて、1 週間程度待ってから排出すること、それが困難な場合は「可燃ごみ(燃やすごみ)」に入れて排出しその後の選別は行わないこと

などを検討した上で、住民の方に周知してください。

また、新型コロナウイルス感染者でも疑いのある者でもない者が使用したものはこれまでどおり、住民の方に、分別排出への協力をお願いし、資源化をするようにしてください。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1

<資源ごみのリサイクル材としての需要の低下への対応>

Q4-6 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で国内外の工場等の稼働が低下することによって、資源ごみのリサイクル材としての需要が低下して、処理が滞っている場合にはどうすれば良いですか。

A4-6 これまでリサイクルされてきた廃棄物のリサイクル先が一時的に受け入れ停止などにより処理が滞っている場合には、新たな保管場所の確保、家庭等からの排出を抑制してほしい旨の周知、処分先や処分方法の変更などにより、廃棄物が適正に処理されるよう検討してください。

<ごみ質の組成分析調査>

Q4-7 新型コロナウイルスが感染拡大している状況下において、一般家庭等から排出されるごみについて平時に実施している組成分析等の調査事業は、中止したほうが良いですか。

A4-7 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)において示されている、ごみ質の組成分析調査については、軽症者等の自宅療養により、一般家庭等から排出される廃棄物に**新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者が使用したティッシュやマスク等が含まれる可能性があって、調査における作業環境や感染防止策に懸念がある場合には、調査の実施を延期しても差し支えありません。**なお、**仮に組成分析等を実施する場合には、作業員において、個人防護具を適切に使用いただき、作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいを実施いただくことや、使用した機器を確実に消毒することなど、十分な感染防止策をとっていただくようお願いいたします。**実際の作業に当たっては、A5-5 及び 5-6 をご参照ください。

(参考) 一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(通達)

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000013.html>

<宿泊療養施設等の廃棄物の対応①>

Q4-8 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

A4-8 ご質問の施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しません。そのため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではなく、感染性廃棄物ではない通常の廃棄物として処理することができます。

その際には、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員への感染防止を徹底していただく必要があります。具体的には、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている対応(A5-5も参照)をとっていただくとともに、特に、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどにご注意ください。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。更に慎重な対応として、実作業において感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも妨げませんが、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることがないように、十分に配慮し、合理的な取扱いを行うようにしてください。

(参考)新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル、Q&A(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619458.pdf>

(参考)緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

<宿泊療養施設等の廃棄物の対応②>

Q4-9 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物の排出事業者は、都道府県、施設占有者のどちらになりますか。

A4-9 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設(以下「宿泊療養施設」という。)から生ずる廃棄物の排出事業者は、当該宿泊療養事業を主体的に行っている者であると解され、基本的には当該事業を運営している地方公共団体と考えられます。なお、地方公共団体と宿泊施設との間で役割分担等を明確にした上で当該宿泊施設が当該事業運営の一部を担っている場合など個別の事情により、宿泊施設が排出事業者となることもあり得ます。

仮に当該地方公共団体が当該廃棄物の排出事業者にならない場合にあっても、地方公共団体においては、その区域に係る新型コロナウイルス対策を総合的に推進する責務を有していること及び廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないことに鑑み、処理費用相当分の負担や、廃棄物の適切な管理方法の検討や管理のための体制整備、処理の委託先の確保等に責任を持って関わっていく必要があります。

<家庭や事業所等から出るごみの捨て方について>

Q4-10 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどうのように排出すれば良いですか。

A4-10 一般家庭や事業所等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物については、インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様に、「**廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン**」に準拠して処理してください。

具体的な感染防止策として、**ごみに直接触れない**こと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前に**しっかり縛って封をして排出**すること、ごみを捨てた後は**石けん等を使って手を洗う**ことなどがあります。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、**二重にごみ袋に入れることも有効**です。

(参考)廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(参考)新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。

③ごみを捨てた後は石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

環境省



環境省公式HP

(参考)新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

<医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方>

Q4-11 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどうのように処理すれば良いですか。

A4-11 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。

具体的には、排出事業者は、施設内での保管の際には、仕切りを設けるなどして感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないようにすること、腐敗するおそれのある廃棄物は冷蔵庫に入れるなどして腐敗しないようにすることが必要です。また排出の際には、廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと、容器に入れて密閉すること、感染性廃棄物である旨等を表示することなどが必要です。

(参考) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

(参考) 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です(※)。
※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。


消毒して再利用できるもの(リネン類など)はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで慎重に考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで確かな感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いいたします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なもの	②血液等の液状または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫透性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラスチックの二重使用または、堅牢な容器
		
例：プラスチック製容器		例：プラ袋(二重使用)

※ ①～③を一括に梱包する場合は、耐貫透性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

<業務継続のために取るべき措置①>

Q4-12 緊急事態宣言が発出された状況では、市町村における一般廃棄物処理事業はどのように対応すべきですか。

A4-12 新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、ごみ処理関係事業が緊急事態宣言時にも事業の継続が求められる事業と位置づけられているとおり、一般廃棄物処理事業は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業です。

そのため、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を始め、それ以外の廃棄物の処理についても、一般廃棄物の統括的処理責任にも鑑み、適正かつ安定的に処理するよう、十分に感染対策を講じながら、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、業務を継続していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者が発生し、業務継続に影響を受ける場合の対応については、A4-13を参照してください。

(参考) 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部)(4月16日時点)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0416.pdf

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

<業務継続のために取るべき措置②>

Q4-13 市町村における一般廃棄物処理事業を継続する上で、具体的にどのようなことに取り組みれば良いですか。また、どのようなことを検討すべきですか。

A4-13 A5-5の感染防止策を徹底することや、施設の運転を含めた業務の継続に必要不可欠な資材を確保することなどが考えられます。資材については、使用の必要性を見極めることも重要です。

また、一般廃棄物処理に関わる委託業者・許可業者・清掃事務所において新型コロナウイルス感染者が発生し、事業者や事務所単位で活動不能になった場合の対応や、人員や物資の不足により業務の優先順位を考慮した段階的な業務縮小計画を盛り込んだ、一般廃棄物処理事業継続計画を、委託業者・許可業者・その他の事業者・周辺の市町村等とご協力の上、検討しておく必要があります。

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

<業務継続のために取るべき措置③>

Q4-14 緊急事態宣言が発出された状況においては、市町村における一般廃棄物処理事業においても、出勤者を7～8割減らす必要がありますか。

A4-14 一般廃棄物処理事業は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業であるため、一般廃棄物の統括的処理責任にも鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を始め、それ以外の廃棄物の処理についても適正かつ安定的に処理するよう、十分

に感染対策を講じながら、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、業務を継続していただきますようお願いいたします。

その上で、可能な範囲でオフィス部門等では出勤者7割削減に向けた取組を行っていたくようお願いいたします。